

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
保育事業収入	80,446,194	83,722,239	△3,276,045	
借入金利息補助金収入	0	30,228	△30,228	
経常経費寄附金収入	80,000	100,000	△20,000	
受取利息配当金収入	75,036	75,099	△63	
その他の収入	761,209	1,190,475	△429,266	
事業活動収入計(1)	81,362,439	85,118,041	△3,755,602	
人件費支出	64,673,290	65,366,659	△693,369	
事業費支出	10,402,504	9,982,457	420,047	
事務費支出	7,755,982	5,602,939	2,153,043	
支払利息支出	655,350	59,850	595,500	
その他の支出	0	764,775	△764,775	
事業活動支出計(2)	83,487,126	81,776,680	1,710,446	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△2,124,687	3,341,361	△5,466,048	
施設整備等補助金収入	1,400,228	1,870,000	△469,772	
施設整備等収入計(4)	1,400,228	1,870,000	△469,772	
設備資金借入金元金償還支出	2,740,000	3,340,000	△600,000	
固定資産取得支出	501,600	530,000	△28,400	
施設整備等支出計(5)	3,241,600	3,870,000	△628,400	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△1,841,372	△2,000,000	158,628	
収入				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
積立資産支出	0	1,000,000	△1,000,000	
支出				
その他の活動支出計(8)	0	1,000,000	△1,000,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	△1,000,000	1,000,000	
予備費支出(10)	0	-	0	
	△0			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△3,966,059	341,361	△4,307,420	
前期末支払資金残高(12)	19,560,827	19,560,827	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	15,594,768	19,902,188	△4,307,420	

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月 31日

(単位: 円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
収入	83,722,239	80,469,580	3,252,659
経常経費寄附金収益	100,000	124,000	△24,000
サービス活動収益計(1)	83,822,239	80,593,580	3,228,659
人件費	65,366,659	66,569,858	△1,203,199
事業費	9,982,457	12,819,682	△2,837,225
事務費	5,602,939	6,169,674	△566,735
減価償却費	5,678,487	5,610,762	67,725
国庫補助金等特別積立金取崩額	△1,711,735	△1,711,735	△0
サービス活動費用計(2)	84,918,807	89,458,241	△4,539,434
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△1,096,568	△8,864,661	7,768,093
借入金利息補助金収益	30,228	50,380	△20,152
受取利息配当金収益	75,099	86,313	△11,214
その他のサービス活動外収益	1,190,475	9,238,048	△8,047,573
サービス活動外収益計(4)	1,295,802	9,374,741	△8,078,939
支払利息	59,850	108,750	△48,900
その他のサービス活動外費用	764,775	976,275	△211,500
費用	824,625	1,085,025	△260,400
サービス活動外費用計(5)	471,177	8,289,716	△7,818,539
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	△625,391	△574,945	△50,446
経常増減差額(7)=(3)+(6)	1,870,000	1,370,000	500,000
施設整備等補助金収益			
収入			
特別増減の部			
特別収益計(8)	1,870,000	1,370,000	500,000
国庫補助金等特別積立金積立額	500,000	0	500,000
費用			
特別費用計(9)	500,000	0	500,000
特別増減差額(10)=(8)-(9)	1,370,000	1,370,000	0
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	744,609	795,055	△50,446
前期繰越活動増減差額(12)	29,897,020	29,101,965	795,055
当期繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	30,641,629	29,897,020	744,609
基本金取崩額(14)	0	0	0
その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
その他の積立金積立額(16)	1,000,000	0	1,000,000
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	29,641,629	29,897,020	△255,391

法人単位貸借対照表

令和 3年 3月 31日 現在

(単位：円)

負債の部			資産の部		
増減	当年度末	前年度末	増減	前年度末	前年度末
	407,071	3,672,369	1,348,432	19,893,196	21,241,628
流動資産		4,079,440			
現金預金	883,530	883,530	△5,476,470	12,839,963	7,363,493
事業未収金	△600,000	2,740,000	6,843,102	7,032,000	13,875,102
前払金	△3,063	0	△18,200	21,233	3,033
固定資産	△2,740,000	8,990,244	△4,148,487	132,658,479	128,509,992
基本財産	△2,740,000	0	△4,053,312	109,558,409	105,505,097
土地	0	8,990,244	0	4,199,000	4,199,000
建物	△2,332,929	13,069,684	△4,053,312	105,359,409	101,306,097
その他の固定資産			△95,175	23,100,070	23,004,895
建物	0	62,655,080	△549,275	19,404,846	18,855,571
構築物	0	62,655,080	△794,881	1,959,521	1,164,640
器具及び備品	△1,211,735	43,385,227	248,981	1,685,703	1,934,684
権利	0	1,000,000	0	50,000	50,000
人件費積立資産	500,000	500,000	500,000	0	500,000
保育所施設・設備整備積立資産	△255,391	29,641,629	500,000	0	500,000
(うち当期活動増減差額)	△50,446	744,609			
純資産の部合計	△467,126	136,681,936	△2,800,055	152,551,675	149,751,620
負債及び純資産の部合計	△2,800,055	149,751,620	△2,800,055	152,551,675	149,751,620

監査報告書

令和3年6月2日

社会福祉法人 外川保育園
理事長 伊東 功 殿



監事 加藤 宏樹



監事 小西 広樹

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上